

祢布ヶ森遺跡出土の題籤軸

古尾谷 知浩

出土文字資料、特に木簡は廃棄された資料である場合が多く、廃棄された場所と廃棄した主体の関係、さらには文書として最終的に保管した主体との関係は自明ではない。この問題を念頭に置かなければ、木簡の内容と遺跡・遺構の性格とを結びつけることはできない。

本稿は、以上のような問題関心から、兵庫県祢布ヶ森遺跡から出土した題籤軸を事例として取り上げ、出土文字資料から情報を引き出す際の方法論を考えようとするものである。

二 遺跡の概要と木簡の内容

祢布ヶ森遺跡は、兵庫県城崎郡日高町祢布、旧但馬国氣多郡に所在し、円山川左岸の小扇状地先端部に位置する。これまで継続的に調査が行われ、整然と配置された掘立柱建物を中心とする、官衙の

様相を呈する遺構が検出されている。この遺跡からは多くの木簡が出土し、後述のように平安時代の但馬國府と推定されている。出土木簡の中では、巻子に仕立てた文書の軸の頭部に文書名などを書くための幅広の平たい部分を作り出した題籤軸が突出して多いことが注目される。出土した木簡及び出土遺構の概要是以下の通りである。⁽¹⁾

一九八六年調査⁽²⁾

(一)

(符籤) 急々如律令
東□

(208)×(24)×5 081

(一)は、旧流路氾濫原の堆積土から出土した。堆積土は上⁽³⁾ト一層に分かれ、当該木簡が出土したのは下層である。下層からは、九世紀初頭の人形などの遺物が伴出した。なお、上層からは、九世紀中頃の土器とともに、漆紙文書が五点出土している。そのうち、文字が釈読できるものの釈文は次の通りである。⁽⁴⁾

(参考、漆紙文書)

第一九次調査⁽⁶⁾

(11)

□太女 十四 紿

- ・朝来郡
- ・死逃帳

〔年カ〕
□六十 紿 「卅八」

- ・天長〔年カ〕 (右側面)
- 〔天長〕11年 (左側面)

□六十七 紿 「廿カ」

- 〔天長〕11年 (左側面)

(四)
「大」

・「一方郡沽田結解

- ・「天長〔年カ〕

(題籤) (70) × 28 × 7 061

人名の下に年齢を右寄せで記し、その下に「総」と書いた後で異筆で数字を書き加えている。

(五)

・「田公税帳

- ・「承和」11年

(題籤) (46) × 26 × 5 061

〔人カ〕
□□□□□人□□

(167) × (9) × 6 081

(六)
□ □

(6.2) × (0.5) × (0.5) 081

(11) は、一〇世紀頃の土器といふもど、井戸から出土した。

(11)～(14) は、一間×九間（以上）の南北棟掘立柱建物の、別々の柱掘形から出土した。

第一〇次調査⁶

(一)

(七)

・「養父郡
賈田券

〔縁カ〕
〔□□〕田 □□四□□□ 田 〔縁カ〕

」

・「寛平九年

(題籤軸) (60)×25×5 061

・「大四五八九

畠田十 □□〔上カ〕天地地玄黄宇宙洪荒

□田□

384×(41)×5 081

(七) は、九世紀から一〇世紀にかけての東西溝の堆積層か、これを埋めて建てられた南面に廻を持つ掘立柱建物の柱穴から出土した。

第三一次調査⁷

(八)

・「氣多〔郡カ〕

・「承和元年

(題籤軸) (77)×18×5 061

(八)～(一〇) は、一トレンハチで検出された素掘りの南北溝から九世紀の土器類などとともに出土した。(一一) は、一トレンハチで検出された溝（前記溝の延長か否かは不明）から、八世紀後半～九世紀の土器とともに出土した。

本稿で主として取り上げるのは、これらのうちの題籤軸である。記載内容には、遺跡の所在する氣多郡のみならず、朝来郡、一方郡、「承和元年」(題籤軸) (77)×18×5 061 (一方郡) 田公郷、養父郡など、但馬国内の郡郷名がみえる。文書の内容をみると、死逃帳、沽田結解、税帳、賈田券、死者（帳）など、広く人民、土地の支配に関わるものがある。郡域を超えた、広範な内容を含むことから、これらの題籤軸及び付されていた文書は、郡を超えた機関、即ち国から廢棄されたものと考えられる。

(題籤軸) (148)×18×6 061

また、年紀をみると、天長三年（八一六）、天長四年（八一七）、承和元年（八三四）、承和二年（八三五）、寛平九年（八九七）のも

×方郡

(79)×(20)×5 081

のがみえる。

以上の通り、祢布ヶ森遺跡出土の題籤軸は九世紀における但馬國府に關係するものである。因みに、祢布ヶ森遺跡の至近には、同様に國の行政に關わる題籤軸など、多數の木簡が出土した深田遺跡が存在する。但馬國府については、「日本後紀」延暦二三年（八〇四）正月壬寅条に、「遷但馬國治於氣多郡高田郷」とみえ、祢布ヶ森遺跡の地が延暦二三年以降の但馬國府であると考えられている。⁽¹⁸⁾ さて、繰り返しになるが、（三）～（五）、（七）～（九）の題籤軸および付された文書を、文書として最終的に保管したのは、但馬國の一部署であることは間違いない。しかし、このことが直ちに祢布ヶ森遺跡が但馬國府の一部であることを示すのであろうか。後述するように、結論だけ述べればこれは正しい。しかしながら、木簡の中でも題籤軸が突出して多く出土しており、他には國府行政のあり方を顯著に示すものがないことは検討を要し、また、特に（三）～（五）については、出土した遺構の性格を考えると、これらが作成され、機能し、保管されてから、投棄されるまでの過程はそう單純ではないことにも注意するべきである。これらについて、いわゆる木簡のライフサイクルを復元しようとするならば、もう一段階の過程を考える必要がある。以下、この問題について述べたい。

三 題籤軸の廃棄と造営工事

題籤軸（三）～（五）は、前述のように掘立柱建物の柱掘形から出

土している。ということは、柱が立てられた際に柱穴に入れられたのである。柱抜取穴からの出土であれば、当該建物が使われているときにその場で機能していた帳簿が、機能終了後に建物解体とともに廃棄された可能性があるが、掘形出土の場合、こうしたことはあり得ない。これらの題籤軸が土中に入る直前のあり方は、あくまで建物造営工事に関わるのであって、一般的な文書行政の場に関わっているのではない。文書の内容をみても、前述の通り但馬國の土地・人民支配に關係しているのであって、造営工事に固有に關係するわけではなく、造営工事の場で機能した文書とは考えられない。従つて、出土地点とは別の場所に存在した但馬國府の文書保管施設にあつた文書及び題籤軸が、恐らくその機能が終了した後に、何らかの事情で造営工事現場に持ち込まれ、そこで捨てられたのである。

これらが工事現場に持ち込まれた理由は、もはや想像の領域に属する。しかし、これを考える手がかりがないわけではない。それは一九八六年度調査で出土した漆紙文書である。

これは内容から考えて、一紙ものの文書ではなく、何紙かが貼り継がれた帳簿であろうから、本来は軸が付いていたはずである。漆容器蓋紙として紙が端から再利用されていくことになるが、最後には軸だけが残されることになる。この時点では軸は不要となり、捨てるるのである。

つまり、文書が反古紙として再利用された場合、軸が廃棄されるのは文書が機能した場ではなく、文書が再利用された場なのであ

る。⁽¹⁾ 再利用のあり方が漆容器蓋紙であった場合、漆塗製品の工房か造営工事現場ということになる。

残念ながら、当該漆紙文書は氾濫原の堆積土から出土しているので、それ以前の由来は明らかではなく、また、これに対応する軸も出土していない。従って、ここで取り上げた(三)～(五)の題籤軸と当該漆紙文書は、直接関係するとは言い難い。

しかしながら、造営工事現場及びその周辺では、漆容器の蓋紙を含め、多くの場面で反古紙が用いられていることは想像でき、文書が二次、もしくは三次利用されて使い尽くされたのち、残った軸がその場で捨てられた可能性は高い。実際、先に触れた漆紙文書以外にも、題籤軸出土地点の周辺で杯状の土器の破片に付着した漆蓋紙(文字確認できず)が伴出しており⁽²⁾、付近で漆塗り作業が行われ、反古紙が消費されていたことは確実である。

題籤軸が造営工事現場にもたらされた経緯は、以上のように推定できる。こう考えれば、題籤軸の出土が卓越し、他の国府行政に関する木簡が出土しないことも容易に説明できる。しかし、出土状況をみると、なお問題が残る。それは(三)～(五)が、同一の建物の別々の柱掘形から出土していることである。これはゴミをまとめて穴に捨てたというあり方ではなく、一本一本意識的に別の柱穴に入れたようにも憶測される。題籤記載内容と、題籤を柱穴に入れる行為とは関係しているとは思われないので、何らかの別の背景を考えなければならないが、この点については後考をまちたい。

さて、それではこの題籤軸が出土した建物及びその周辺施設の性格は何であろうか。前述の通り、建物利用のあり方は題籤軸の内容に関係しないが、結論的には但馬国府の一施設であると考えてよい。

別稿⁽²⁾で指摘したように、都城では、文書を廃棄する機関も、これを二次利用する機関も多数存在し、前者から後者へ反古紙が供給される経路も、直接関係する機関に払い下げる場合、市を経由する場合など多様である。これに対し地方官衙にあっては、反古紙を大量に廃棄する機関も、漆容器蓋紙などとしてこれを大量に消費する機関も限られるので、両者がほぼ一対一に対応している可能性は高い。

祢布ヶ森遺跡出土題籤軸の場合も、文書としての最終保管主体が但馬国府であることは明らかであるから、二次利用先も国府、国分寺、国衙附属工房などの但馬国に関係する機関にはば限られる。祢布ヶ森遺跡は寺院でも工房でもなく、官衙的様相を呈する遺跡であるから、これは但馬国府の一施設であると考えてよいことになる。

以上のことを踏まえると、但馬国府の造営過程について一つの知見を付け加えることができる。(三)～(五)の題籤軸に記された年紀の中で、最も新しいものは承和二年(八三五)である。これは一定の保管期間を経た後に廃棄されたはずであるから、柱掘形に投棄されたのはこれよりもさらに降ることになる。つまり、当該建物が建てられたのは九世半ば以降ということになる。

従来、『日本後紀』延暦二三年(八〇四)正月壬寅條の記事を以て、この時点で氣多郡に国府が作られたと考えられていたが、その

後三〇年以上を経て新たな造営工事が行われていたということを、これらの題籤軸は示しているのである。氣多郡へ移転した後の但馬国府は、延暦二三年において一度に完成したのではなく、その後も少なくとももう一段階の造営の画期があったのである。

四 おわりに

迂遠な論証を重ねたあげく、結論的には何も新しいことは示していないのであるが、これは当該題籤が作成されてから廃棄されるに至るまでに複雑な動きをしているためである。本稿の目的は、この過程を明らかにすることで、出土文字資料を扱う際の方法の一つを示すことにあった。

長屋王家木簡の如く、文書管理施設から直接塵芥廃棄土坑に捨てられたような比較的単純な場合と、今回取り上げた掘形出土題籤軸の他、籌木など、再利用の場で捨てられた場合とでは、その資料的性質は全く異なる。廃棄された資料としての出土文字資料は、いかなる主体がいかなる状況の下で廃棄したのかということを念頭に置いていた上で、その来歴を考えなければならないのである。

注

1 秋文は寺崎保広「但馬地方出土の古代木簡」(『出土資料からみた国府の研究』平成一〇~一一年度文部省科学的研究費補助金研究成果報告書、一〇〇一年)に基づき、『木簡研究』の凡例に従い改めた。

2 『木簡研究』九、一九八七年

3 佐藤宗誨・橋本義則「漆紙文書集成」(『木簡研究』九、一九八七年)、

4 日高町教育委員会「但馬国府と但馬国分寺」一〇〇一年

5 『木簡研究』一六、一九九四年

6 『木簡研究』一八、一九九六年

7 『木簡研究』一三、二〇〇〇年

8 木簡学会但馬特別研究集会「古代但馬国と木簡」(『木簡研究』二四、二〇〇一年)を参照。

9 「木簡のライフサイクル」論については、今泉隆雄「古代木簡の研究」(一九九八年、吉川弘文館)を参照。

10 題籤軸の廃棄の問題については、杉本一樹「文書と題籤軸」(『木簡研究』一四、一〇〇一年)を参照。

11 日高町教育委員会「但馬国府と但馬国分寺」(前掲注1)

12 古尾谷知浩「都城出土漆紙文書の来歴」(『木簡研究』一四、一〇〇一年)